

令和元年5月27日（月）
午後1時30分
本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議案書

傍聴人
閲覧用

退席時はご返却願います。

報告事項

報告第12号 市長からの意見聴取について

議決事項

議案第17号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

議案第18号 公文書開示拒否決定に係る審査請求についての口頭意見陳述審理手続担当員の指名及び審査請求人への通知について

議案第19号 個人情報開示拒否決定に係る審査請求についての口頭意見陳述審理手続担当員の指名及び審査請求人への通知について

議案第20号 令和元年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

議案第21号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について

議案第22号 次期寝屋川市社会教育推進計画策定に関する諮問について

議案第23号 寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

署名人

高須教育長

藤田委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月23日～5月27日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
4	25	木	平成31年度近畿都市教育長協議会定期総会（～26日）	定期総会	ホテルニューオウミ他
	28	日	市民体育大会バスケットボールの部	大会	市民体育館
	29	月	市民体育大会バレーの部	大会	市民体育館
5	5	日	市民体育大会卓球の部	大会	市民体育館
	7	火	校長役員会	5月校長会案件について	総合教育研修センター
	8	水	第1回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和2年度使用小学校教科用図書採択に係る検討	議会棟4階 第1・2会議室
	10	金	市指定文化財公開事業（～13日）	文化財公開	埋蔵文化財資料館
	11	土	市民体育大会ゲートボールの部	大会	友呂岐緑地公園
12	日	市民体育大会ソフトボールの部	大会	大阪府立大学工業高等専門学校 他	
		市民体育大会グラウンド・ゴルフの部	大会	打上川治水緑地	
		市民体育大会柔道の部	大会	市民体育館	
13	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	
17	金	学校訪問			
		教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	
18	土	市民体育大会軟式野球の部	大会	南寝屋川公園 他	
19	日	市民体育大会バドミントンの部	大会	市民体育館	
		市民体育大会インディアカの部	大会	池の里市民交流センター	
20	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1	
		教育研究員委嘱状交付式	委嘱状の交付及び総会	総合教育研修センター	
21	火	5月市議会臨時会（第1日目）	役員選出	市議会議場	
		平成31年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	定期総会	ホテルアヴィーナ大阪	
23	木	5月市議会臨時会（第2日目）	役員選出、付議事件即決	市議会議場	
		平成31年度全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（～24日）		富山県富山市 富山国際会議場 他	
25	土	市政感謝会		アルカスホール	
		市民体育大会陸上競技の部	大会	枚方陸上競技場	
27	月	教育委員会5月定例会		本庁2階 第1会議室	
		校長役員会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	

5月・6月教育委員会行事計画書

(5月28日～6月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
6	1	土	中学校体育大会（3校）	体育大会	第一、第三、第九
	2	日	小学校運動会（13校）	運動会	東、北、第五、明和、中央、木屋、木田、田井、桜、点野、楠根、梅が丘、石津
			市民体育大会ソフトテニスの部	大会	南寝屋川公園
4	火		令和元年度第1回社会教育委員会議	1. 委嘱状交付式、2. 議長の選出、3. 寝屋川市社会教育推進計画について、4. 令和元年度社会教育部事業計画について、5. 令和元年度社会教育委員の活動予定について、6. その他	議会棟5階 第2委員会室
5	水		校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
7	金		教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
9	日		北河内総合体育大会ソフトボール（一般の部）	大会	大枝公園多目的競技場
10	月		教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会6月定例会		本庁2階 第1会議室
16	日		市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館
			北河内総合体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園テニスコート
			北河内総合体育大会ソフトテニスの部	大会	深北緑地テニスコート
19	水		6月市議会定例会（第1日目）	市長所信表明、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
23	日		北河内総合体育大会ソフトボール（一般2部）	大会	淀川河川グランド
			北河内総合体育大会サッカーの部	大会	大枝公園多目的競技場
			北河内総合体育大会バレーボールの部	大会	門真市立総合体育館
27	木		6月市議会定例会（第2日目）	代表質問	市議会議場
28	金		6月市議会定例会（第3日目）	代表質問	市議会議場
30	日		北河内総合体育大会軟式野球（一般の部）	大会	ひらかた東部スタジアム
			北河内総合体育大会軟式野球（一般2部）	大会	大東市立龍間運動広場
			北河内総合体育大会バスケットボールの部	大会	大東市立市民体育館
			北河内総合体育大会卓球の部	大会	四條畷市立市民総合体育館
			北河内総合体育大会バドミントンの部	大会	枚方市立総合体育館

報告第12号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

専決処分の報告（平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第12号））（教育委員会関係分）

(歳入)

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	節			説明
				区分	金額		
財産収入・ 財産運用収入・ 利子及び配当金	44	49	93	利息收入	49	教育振興基金 金利子收入	49
	75	86	161	利息收入	86	文化振興基金 金利子收入	86
寄附金・ 寄附金・ 教育費寄附金	100	1,635	1,735	教育振興寄附金	1,635	教育振興寄 附金	1,635
	0	10	10	文化振興寄附金	10	文化振興寄 附金	10
市債・ 市債・ 教育債	1,142,100	36,800	1,178,900	教育研修施設整備 事業債	36,800	教育研修事業 債	36,800

(歳出)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				国庫 支出金	特定 財 源	区分	
教育費・ 教育総務費・ 教育委員会総務 費	846,090	1,684	847,774	-	36,800	1,684	△ 36,800 教育振興基金積立 金
教育費・ 社会教育総務費・ 社会教育総務費	357,242	96	357,338	-	-	96	- 文化振興基金積立 金

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				国庫 支出金	地方債	その他	
教育費・ 教育環境整備・充実 教育委員会事務局管理業務に要する経費 教育振興基金積立金の追加補正	1,684	1	1,684	1,684	△ 36,800 教育振興基金積立 金		[教育環境の整備・充実] 1 教育委員会事務局管理業務に要する経費 教育振興基金積立金の追加補正 1,684
教育費・ 文化芸術活動の活性化に要する経費 文化振興基金積立金の追加補正	96	1	96	-	-	96	[文化の振興] 1 文化芸術活動の活性化に要する経費 文化振興基金積立金の追加補正 96

議案第17号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針
について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 30 年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者： 大阪商業大学 的場 啓一 教授

兵庫県立大学 竹内 和雄 准教授

5 スケジュール（案）

- (1) 5月27日：教育委員会定例会に実施方針を上程
- (2) 6月上旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月26日：第1回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
8月29日：第2回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (4) 9月下旬：教育委員会定例会に報告書を上程
- (5) 10月中旬：市議会に報告書の提出
- (6) 10月下旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

議案第18号

公文書開示拒否決定に係る審査請求についての口頭意見陳述審理手
続担当員の指名及び審査請求人への通知について

公文書開示拒否決定に係る審査請求について、別紙のとおり指名及び通知する
ため、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育委員会による平成30年8月24日付け社文ス第1102号開示拒否
決定を受けた者（以下「審査請求人」といいます。）から、平成30年10月16日
付けで審査請求書が提出された。

この度、審査請求人から行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあったことから、口頭意見陳述の審理手続を行う担当職員（口頭意見陳述審理手続担当員）を指名及び当該職員を指名したことについて、審査請求人に対して通知をするため。

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

令和元年 5 月 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部

教育政策総務課長 高宮 一納 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会による平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第 1102 号開示拒否決定処分についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 30 年 10 月 16 日

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

令和元年 5 月 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部

教育政策総務課係長 浦戸 裕介 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会による平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第 1102 号開示拒否決定処分についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 30 年 10 月 16 日

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

令和元年 5 月 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部
教育政策総務課 矢田 剛士 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会による平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第 1102 号開示拒否決定処分についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 30 年 10 月 16 日

学 総 第 号
令 和 元 年 5 月 日

審査請求人

[REDACTED]
様

審査庁 寝屋川市教育委員会

口頭意見陳述審理手続担当員の指名について（通知）

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第
1102 号開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

審査請求日 平成 30 年 10 月 16 日

平成 31 年 4 月 16 日に貴殿から提出のあった行政不服審査法第 9 条（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」といいます。）第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 31 条第 1 項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てについて、法第 9 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として、下記の者を指名したので、通知します。

記

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部に所属する次の者

- (1) 教育政策総務課長 高宮 一納
- (2) 教育政策総務課係長 浦戸 裕介
- (3) 教育政策総務課 矢田 剛士

〒572-8555

大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

Tel 072-824-1181 内線 3013

議案第19号

個人情報開示拒否決定に係る審査請求についての口頭意見陳述審理
手続担当員の指名及び審査請求人への通知について

個人情報開示拒否決定に係る審査請求について、別紙のとおり指名及び通知するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育委員会による平成30年4月5日付け学指第87号開示拒否決定及び同日付け学指第88号開示拒否決定を受けた者（以下「審査請求人」といいます。）から、平成30年7月10日付けで審査請求書が提出された。

この度、審査請求人から行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあったことから、口頭意見陳述の審理手続を行う担当職員（口頭意見陳述審理手続担当員）を指名及び当該職員を指名したことについて、審査請求人に対して通知をするため。

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

令和元年 5 月 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部
教育政策総務課長 高宮 一納 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87 号開示拒否決定
及び同日付け学指第 88 号開示拒否決定についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 30 年 7 月 10 日

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

令和元年 5 月 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部
教育政策総務課係長 浦戸 裕介 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87 号開示拒否決定
及び同日付け学指第 88 号開示拒否決定についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 30 年 7 月 10 日

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

令和元年 5 月 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部
教育政策総務課 矢田 剛士 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87 号開示拒否決定
及び同日付け学指第 88 号開示拒否決定についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 30 年 7 月 10 日

学 総 第 号
令和元年5月 日

審査請求人法定代理人

[REDACTED]
様

審査庁 寝屋川市教育委員会

口頭意見陳述審理手続担当員の指名について（通知）

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成30年4月5日付け学指第87号
開示拒否決定及び同日付け学指第88号開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

上記法定代理人 [REDACTED]

令和元年5月8日に貴殿から提出のあった行政不服審査法第9条(平成26年法律第68号。以下「法」といいます。)第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てについて、法第9条第4項の規定に基づき、同条第3項及び同法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として、下記の者を指名したので、通知します。

記

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部に所属する次の者

- (1) 教育政策総務課長 高宮 一納
- (2) 教育政策総務課係長 浦戸 裕介
- (3) 教育政策総務課 矢田 剛士

〒572-8555
大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市教育委員会事務局
学校教育部 教育政策総務課
審理手続担当
TEL072-824-1181 内線3013

議案第20号

令和元年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

寝屋川市教育支援委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を令和元年度寝屋川市教育支援委員会委員に委嘱及び任命をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和元年度寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命を行うため。

寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

学識経験者を有するもの 3名

小・中学校長 2名

小・中学校特別支援学級担任または通級指導教室担当教員 2名

教育監 1名

学務課長 1名

教育指導課長 1名

こども部子育て支援課職員 2名

療育施設の指定管理者の職員 1名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市教育支援委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	学識経験を有するもの	ナカオカ シヤ 中岡 伸哉	中岡整形外科 院長
第1号	学識経験を有するもの	ミツヤ ヒテアキ 三家 英明	三家クリニック 院長
第1号	学識経験を有するもの	ムラ キミノブ 野村 公信	大阪工業大学 元教授
第2号	寝屋川市立小・中学校の校長	ホウジョウ サチコ 北條 幸子	寝屋川市立神田小学校 校長
第2号	寝屋川市立小・中学校の校長	オオハラ タケシ 大原 武史	寝屋川市立第一中学校 校長
第3号	寝屋川市立小・中学校の特別支援学級担任又は通級指導教室担当教員	シマモト カズヨ 島本 和代	寝屋川市立第五小学校 教諭
第3号	寝屋川市立小・中学校の特別支援学級担任又は通級指導教室担当教員	ヤマナカ イクヨ 山中 以久代	寝屋川市立和光小学校 教諭
第4号	教育監	伊野呂 ヤスヨシ 泰由	学校教育部 教育監
第5号	学校教育部学務課における課長	若林 サオ 健	学校教育部学務課 課長
第6号	学校教育部教育指導課における課長	ヤマダチ ケンジ 山口 健司	学校教育部指導課 課長
第7号	こども部子育て支援課における職員	益 なおき	こども部子育て支援課 主査
第7号	こども部子育て支援課における職員	南條 レイコ 玲子	こども部子育て支援課 主査
第8号	寝屋川市立療育・自立センターの療育施設（寝屋川市立療育・自立センター条例（平成25年度寝屋川市条例第22号）第5条第1項に規定する療育施設をいう。）の指定管理者の職員	アンドウ シロウ 安藤 史郎	社会福祉法人療育・自立センター 寝屋川市立あかつき・ひばり園 発達相談員

3 任期

委嘱日から令和2年3月31日まで

議案第21号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市社会教育委員（古野勝治・松岡正男・世戸俊男）の辞職に伴い、
新委員を委嘱するため。

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

1 委嘱委員数

学校教育関係者 2名

学識経験者 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条)		氏名	経歴等
第1号	学校教育の関係者	モリモト トモミ 森本 朋美	寝屋川市立石津小学校長
第1号	学校教育の関係者	ミヤザキ コウタロウ 宮崎 浩太郎	寝屋川市立第五中学校長
第4号	学識経験のある者	カネダ ヒロシ 金田 啓穂	大阪電気通信大学教授

3 任期

委嘱日から令和2年5月31日まで（前任者の残任期間）

議案第22号

次期寝屋川市社会教育推進計画策定に関する諮問について

本市社会教育の更なる推進を図るため、次期社会教育推進計画策定に関し、社会教育委員会議への諮問をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

本市社会教育の更なる推進を図るため、次期社会教育推進計画策定に関し社会教育法第17条第1項に基づき、社会教育委員会議の意見を求めるため。

議案第23号

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員に委嘱いたしましたく、教育委員会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市歴史的資料の保存、活用並びに分析・研究等に関することについて意見交換を行い、効果的に歴史的資料の収集・保存・活用を図るため。

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

1 委嘱委員数

学識経験者 5名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条)		氏名	経歴等
第1号	学識経験を有する者	美川 瑛	立命館大学教授
第1号	学識経験を有する者	芥田 康徳	大阪電気通信大学名誉教授
第1号	学識経験を有する者	大西 正禮	元寝屋川市理事、市史編纂室長
第1号	学識経験を有する者	北野 裕子	大阪樟蔭女子大学講師
第1号	学識経験を有する者	尾崎 安啓	大阪市立中央図書館大阪市史編纂所所長

3 任期

令和元年6月1日から令和3年5月31日まで